

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成29年3月16日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 議会事務局の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成29年1月23日～1月31日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 文書関係について、文書処理カードによる受付がない受文書や、伺書の添付がない発文書が見受けられたため、文書管理規定に基づき、適正な事務処理に努めること。	1. 文書関係については、文書管理規定に基づき、適正な事務処理に努めます。